



株式
会社

中山製鋼所

証券コード 5408

第132回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日(木曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

大阪市大正区船町一丁目1番66号
当社本社

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール(買収への対応方針)の継続の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2026年6月24日(水曜日)午後5時まで

NAKAYAMA
S T E E L
WORKS, LTD.



中山製鋼所グループ 企業理念

経営理念

中山製鋼所グループは、公正な競争を通じて付加価値を創出し経済社会の発展を担うとともに、社会にとって有用な存在であり続けます。

行動指針

1. 法令や社会的規範を守り、高い倫理観を持って行動します。
2. 安全・防災・環境問題は企業の存在の基本条件と位置づけ、生産活動に優先して取り組みます。
3. 社会的に有用な商品・サービスを開発、提供し、顧客の満足度と豊かさを実現します。
4. 従業員の人格・個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。
5. 社会および株主とのコミュニケーションを大切にし、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
6. 良き企業市民として積極的に社会貢献活動に取り組みます。

グループビジョン

中山製鋼所グループは、鉄鋼事業を中核に発展してきた企業集団であり、今後ともお客様と将来の夢を共有し、社会にとって有用な付加価値の高い製品を開発、商品化し、お客様に安定的に提供していく努力を継続してまいります。

証券コード 5408

2026年6月8日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社 中山製鋼所
代表取締役社長 内藤伸彦

第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第132回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト
に「第132回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.nakayama-steel.co.jp/menu/investment/shareholders_meeting.html



また、インターネット上の以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「中山製鋼所」または証券「コード」に「5408」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、ご確認いただけます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法のご案内」（3～4頁）をご参照のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所	大阪市大正区船町一丁目1番66号 当社本社 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 報告事項	(1) 第132期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第132期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報 告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収への対応方 針）の継続の件

以 上

お知らせ

- ◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「会計監査人の状況」および「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内



書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、ポストへ投函をお願い申し上げます（議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。）。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで



電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される方

当社指定の、議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (2) インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

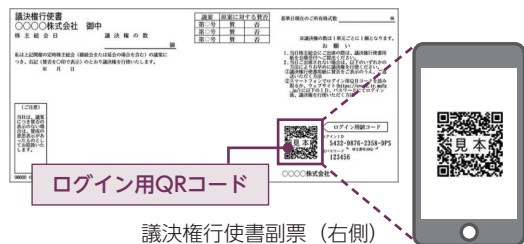
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

議決権行使期限 **2026年6月24日（水曜日）午後5時まで**

QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



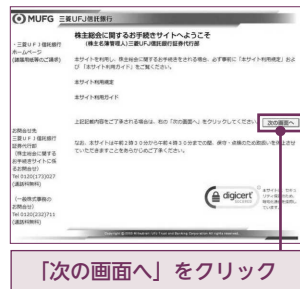
アクセス手順

- ① お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ② ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

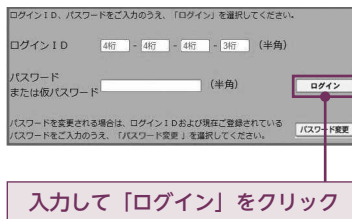
ログインID・仮パスワードを入力する方法：パソコンの場合

アクセス手順

① WEBサイトへアクセス



② 「ログインID」と「仮パスワード」を入力



③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027

受付時間 9:00～21:00、通話料無料

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、経営基盤・財務体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実現していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金6円
総額 325,292,706円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、1名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名（社外取締役2名を含む。）の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経て、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (年齢/性別)	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席状況
1	ないとうのぶ ひこ 内藤伸彦 再任 (満67歳/男)	代表取締役社長 報酬・指名諮問委員会委員長	19回/19回 (100%)
2	もりかわまさ ひろ 森川昌浩 再任 (満66歳/男)	取締役専務執行役員 総合管理、製鋼、圧延、建材製造本部 安全防災管理室統括	19回/19回 (100%)
3	しばはらよし のぶ 柴原善信 再任 (満60歳/男)	取締役常務執行役員 営業、建材営業、エンジニアリング本部 製品開発営業部統括	19回/19回 (100%)
4	おおほかつ や 大穂勝也 再任 (満59歳/男)	取締役常務執行役員 総務人事部、システム部、経理部統括	13回/13回 (100%)
5	さかぐちみつ あき 阪口光昭 再任 (満57歳/男)	取締役常務執行役員 企画部、購買部統括 購買部長委嘱 兼 製鋼本部新製鋼建設グループ 購買担当委嘱	19回/19回 (100%)
6	なかつかさまさ ひろ 中務正裕 再任 社外 独立 (満61歳/男)	社外取締役 報酬・指名諮問委員会委員	19回/19回 (100%)
7	むらかみさゆり 村上早百合 再任 社外 独立 (満64歳/女)	社外取締役 報酬・指名諮問委員会委員	18回/19回 (94%)

(注) 1. 各候補者の年齢は、本総会時点のものです。

2. 現任代表取締役会長である箱守一昭氏は、本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任する予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ないとうのぶひこ 内藤伸彦 1958年7月7日生 (満67歳) 再任 取締役会出席状況 19回/19回 (100%)	1982年 4月 当社入社 2007年 12月 当社営業本部棒線営業部長 2013年 6月 当社執行役員購買本部長兼鉄源調達部長 2014年 6月 当社執行役員購買本部長 2015年 5月 当社執行役員営業本部長 2017年 6月 当社取締役営業、購買本部、東京支店統括兼営業本部長 2018年 5月 当社取締役営業、購買本部、東京支店統括 2020年 4月 当社取締役営業本部、購買部、東京支店統括 2020年 6月 当社常務取締役営業本部、購買部、東京支店統括 2022年 4月 当社常務取締役営業、製品開発本部、購買部、東京支店統括 2022年 6月 当社専務取締役営業、製品開発本部、購買部、東京支店統括 2023年 10月 当社専務取締役営業、製品開発本部、購買部、東京営業部統括 2024年 4月 当社専務取締役営業、建材営業、製品開発本部、購買部統括 2025年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る	16,282株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

内藤伸彦氏は、入社以来、主として営業部門および購買部門の業務に従事し、事業運営に関する実務経験を重ねてまいりました。取締役就任後は、営業、購買に加え製品開発部門を管掌し、当社の競争力強化および事業基盤の拡充に向けた施策を推進し、2025年6月に代表取締役社長に就任いたしました。

現在、当社は新電気炉の建設を踏まえ、日本製鉄株式会社との合併会社設立や株式会社ヨドコウとの業務提携など、事業体制の変革につながる重要な取組を進めております。新電気炉が稼働する2030年度に向けた移行期においては、経営環境の変化に機動的に対応しつつ、確実な意思決定と実行力をもって諸施策を推進することが求められます。

内藤伸彦氏は当社事業全般に関する知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、当社が進める諸施策を的確に推進し得るものとして、株主の皆様のご期待に応えることができる適任者であると判断し、候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>もり かわ まさ ひろ 森川昌浩</p> <p>1960年6月17日生 (満66歳)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (100%)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2007年4月 当社製鋼工場長</p> <p>2013年6月 当社生産技術部長</p> <p>2015年5月 当社総合管理本部長兼生産技術部長</p> <p>2016年6月 当社執行役員総合管理本部長</p> <p>2018年5月 当社執行役員総合管理、製造、エンジニアリング本部統括</p> <p>2018年6月 当社取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部統括</p> <p>2021年6月 当社常務取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部統括</p> <p>2022年2月 当社常務取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部、製鋼プロセス改革検討グループ統括</p> <p>2023年4月 当社常務取締役総合管理、製鋼、圧延本部統括</p> <p>2024年4月 当社常務取締役総合管理、製鋼本部統括</p> <p>2025年6月 当社取締役専務執行役員 総合管理、製鋼、圧延、建材製造本部統括</p> <p>2026年1月 当社取締役専務執行役員 総合管理、製鋼、圧延、建材製造本部、安全防災管理室統括 現在に至る</p>	16,270株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

森川昌浩氏は、入社以来、主に製鋼・生産技術部門に従事し、同分野に精通しております。取締役就任後は、生産技術、製造、環境エネルギーおよびエンジニアリング部門を管掌しました。本年1月からは安全防災管理室も加わり、当社の製造部門全般を幅広く管掌しております。その豊富な経験と実績を、今後も当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	しば はら よし のぶ 柴原善信 1965年12月20日生 (満60歳) 再任 取締役会出席状況 19回/19回 (100%)	1989年 4月 当社入社 2015年 5月 当社営業部長 2018年 5月 当社営業本部長兼営業部長 2020年 4月 当社執行役員営業本部長 兼 営業部長 2022年 4月 当社執行役員 営業本部長 兼 営業企画部長兼製品開発本部副本部長 2023年 4月 当社執行役員営業本部長 兼 東京営業部長 兼 製品開発本部副本部長 2023年 6月 当社取締役営業本部長 兼 東京営業部長 兼 製品開発本部副本部長委嘱 2024年 4月 当社取締役営業本部長 兼 東京営業部長 兼 製品開発本部部長委嘱 2025年 4月 当社取締役営業本部長 兼 製品開発本部部長委嘱 2025年 6月 取締役常務執行役員 営業、建材営業本部、製品開発部統括 2026年 4月 取締役常務執行役員 営業、建材営業、エンジニアリング本部、 製品開発営業部統括 現在に至る	8,828株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

柴原善信氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、同分野に精通しております。取締役就任後は、営業および製品開発部門を管掌しました。2026年4月からはエンジニアリング本部も加わり、当社の営業全般を幅広く管掌しております。その豊富な経験と実績を、当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p>おお ほ かつ や 大 穂 勝 也</p> <p>1966年12月17日生 (満59歳)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%)</p>	<p>1989年 4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2011年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 新横浜支社支社長 2013年 3月 同行法人業務部 (大阪) 副部長 2014年10月 同行福岡支社支社長 2017年 5月 同行融資部 (大阪) 部長 2018年11月 エムエステイ保険サービス株式会社入社 常務執行役員大阪営業本部副本部長 2019年 4月 同社専務執行役員西日本営業部門部門長 2019年 6月 同社専務取締役西日本営業部門部門長 2021年 6月 同社取締役専務執行役員西日本部門部門長 2024年 7月 当社入社 常務執行役員 経営本部副本部長 兼 総務人事部担当部長 2025年 6月 取締役常務執行役員 総務人事部、システム部、経理部、企画部統括 2026年 4月 取締役常務執行役員 総務人事部、システム部、経理部統括 現在に至る</p>	3,559株

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由

大穂勝也氏は、主に金融機関において長年培った幅広い経験および高い見識を有しております。また、保険代理業において、取締役として営業部門を長きにわたり管掌しました。

当社入社後は、常務執行役員を経て、取締役として総務人事、システム、経理及び企画部門などを幅広く管掌しました。他業種における豊富な経験と実績を生かし、今後も当社の経営に寄与していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	さか ぐち みつ あき 阪 口 光 昭 1968年10月20日生 (満57歳) 再任 取締役会出席状況 19回/19回 (100%)	1991年 4月 当社入社 2012年11月 当社経理部長 2013年 6月 当社経営本部長 2016年 6月 当社経理本部長 2018年 6月 当社執行役員経理本部長 2020年 4月 当社執行役員経営本部長 2022年 4月 当社常務執行役員経営本部長 2023年 6月 当社取締役経営本部長委嘱 2025年 6月 取締役常務執行役員 エンジニアリング本部、経営戦略部、購買部統括 2026年 4月 取締役常務執行役員 企画部、購買部統括 購買部長委嘱 兼 製鋼本部新製鋼建設グループ 購買担当委嘱 現在に至る	9,397株

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

阪口光昭氏は、入社以来、主に企画、経理および総務部門に従事し、同分野に精通しております。取締役就任後は、経営本部長として経営管理を担った後、エンジニアリング、経営戦略および購買等の各機能を管掌し、当社の事業運営と成長戦略の推進に貢献しました。2026年4月より、企画部、購買部を管掌するほか、製鋼本部の新製鋼建設プロジェクトにおける購買業務も担うなど、全社横断の重要課題に対応しております。これらの経験と実績を今後の当社経営に一層生かしていただけるものと判断いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p>なか つかさ まさ ひろ 中 務 正 裕 1965年1月19日生 (満61歳)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (100%)</p>	<p>1994年 4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所 (現弁護士法人中央総合法律事務所) 入所</p> <p>2005年 8月 米国Kirkland & Ellis LLP勤務</p> <p>2006年 4月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2006年 6月 浅香工業株式会社社外監査役</p> <p>2012年 7月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 現在に至る</p> <p>2015年 4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>2015年 6月 荒川化学工業株式会社社外監査役</p> <p>2015年 6月 日本電通株式会社社外監査役</p> <p>2016年 6月 浅香工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p>2016年 6月 荒川化学工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p>2016年 6月 日本電通株式会社社外取締役 (監査等委員)</p> <p>2016年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>2018年 6月 株式会社 J S H社外監査役 現在に至る</p> <p>2022年 6月 大阪マツダ販売株式会社社外取締役 現在に至る</p> <p>2022年 12月 弁護士法人中央総合法律事務所 マネージングパートナー 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、 マネージングパートナー 浅香工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 荒川化学工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社 J S H社外監査役 大阪マツダ販売株式会社社外取締役</p>	0株

社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由および期待される役割の概要

中務正裕氏は、企業法務等を専門とする弁護士としての幅広い経験と見識を有しており、所属する弁護士法人の代表を務めるとともに、複数の企業の社外役員を務めております。同氏は、社外役員以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、これまで当社の社外取締役として10年間、その経験と高い見識を生かして、全社的なリスクマネジメントの在り方について発言していただきました。

また、当社の任意の報酬・指名諮問委員会の一員として、積極的に意見を述べられるなど、独立した立場から当社の経営に対する助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。これらの実績を踏まえて、社外取締役として職務を遂行できるだけでなく、法令および社会規範等を遵守した公正な経営ならびに当社のガバナンスの一層の強化につなげていただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	村上 早百合 1961年8月2日生 (満64歳) 再任 社外 独立 取締役会出席状況 18回/19回 (94%)	1984年 4月 株式会社神戸新聞社入社 2009年 3月 同社編集局経済部長 2013年 3月 同社地域総研副所長 2015年 3月 同社論説副委員長 2017年 3月 同社東京支社長 2019年 2月 キャリアコンサルタント登録 2019年 3月 株式会社神戸新聞社執行役員姫路本社代表 2022年 3月 同社編集局顧問 2022年 6月 神戸大学戦略企画室広報・基金部門コーディネーター 兼地域連携推進本部地域連携アドバイザーフェロー (教員) 2023年 4月 兵庫県立大学経営審議会委員 現在に至る 2023年 6月 当社社外取締役 現在に至る 2025年 6月 社会福祉法人きらくえん 理事 現在に至る (重要な兼職の状況) 兵庫県立大学経営審議会委員 社会福祉法人きらくえん理事	0株

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由および期待される役割の概要

村上早百合氏は、株式会社神戸新聞社で培われた報道に関する豊富な経験と見識を有するとともに、同社の執行役員として培った企業経営における経験と見識を併せて有しております。2023年6月より当社初の女性社外取締役を務めていただいております。女性としての視点と報道機関出身者としての鋭敏な感性を活かして、取締役会において、積極的に発言をされています。

また、当社の任意の報酬・指名諮問委員会の一員として、企業経営の経験を基に、独立した立場から助言・提言をいただいております。これらの実績を踏まえて、社外取締役として独立した立場から、当社の経営およびガバナンスに対する適切な助言・提言をいただけるものと判断いたしました。

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 内藤伸彦、森川昌浩、柴原善信、大穂勝也、阪口光昭の5氏は、当社が制定している取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選定基準（後記21頁）の条件を満たしております。
 - 中務正裕、村上早百合の両氏は、当社が制定している社外取締役（監査等委員を除く。）選定基準（後記22頁）ならびに社外役員の独立性基準（後記22頁）の条件を満たしております。
 - 中務正裕、村上早百合の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、中務正裕、村上早百合の両氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 中務正裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年になります。村上早百合氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
 - 当社は、中務正裕氏が代表社員およびマネージングパートナーを務める弁護士法人中央総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払は同弁護士法人における年間収入の2%未満であり、それ以外の特別な関係はありません。
 - 当社は、中務正裕、村上早百合の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。また、中務正裕、村上早百合の両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間でこれと同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役）が負担することになる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係わる請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 村上早百合氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は尾崎早百合氏であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名（社外取締役2名を含む。）の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経たうえで、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (年齢/性別)	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	岸 田 良 平 再任 (満66歳/男)	取締役（常勤監査等委員）	19回/19回 (100%)	20回/20回 (100%)
2	かく だ まさ や 角 田 昌 也 再任 社外 独立 (満68歳/男)	社外取締役（監査等委員）	19回/19回 (100%)	20回/20回 (100%)
3	つ だ かず よし 津 田 和 義 再任 社外 独立 (満60歳/男)	社外取締役（監査等委員）	19回/19回 (100%)	20回/20回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きし だ りょう へい 岸田良平 1960年2月3日生 (満66歳) 再任 取締役会出席状況 19回/19回 (100%) 監査等委員会出席状況 20回/20回 (100%)	1983年 4月 当社入社 2003年 3月 当社コークス工場長 2007年 7月 当社棒線工場担当部長 2008年 4月 当社棒線工場長 2016年 6月 当社総務本部長 2019年 6月 当社執行役員総務本部長 2020年 4月 当社執行役員社長付 2020年 6月 当社常勤監査役 2022年 6月 当社取締役 (常勤監査等委員) 現在に至る	2,000株

監査等委員である取締役候補者とした理由

岸田良平氏は、入社以来、主に製銑、圧延部門に従事し、当社執行役員就任以降は、総務人事部門を管掌するなど、幅広い実績と経験に基づく高度な知見を有しています。同氏は豊富な経験を活かし、取締役会において経営全般に対して適宜積極的な発言をされるなど、取締役 (常勤監査等委員) としての職務を適切に遂行していただき、監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材であると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>かくだまさや 角田昌也</p> <p>1957年12月2日生 (満68歳)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (100%) 監査等委員会出席状況 20回/20回 (100%)</p>	<p>1980年 4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>1998年 4月 同行東神戸支店長</p> <p>2002年 10月 株式会社UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 審査第3部主任審査役</p> <p>2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 姫路支社長</p> <p>2009年 6月 株式会社大正銀行 (現株式会社徳島大正銀行) 入行 本店営業部長</p> <p>2009年 6月 同行執行役員本店営業部長</p> <p>2010年 6月 同行取締役本店営業部長</p> <p>2014年 6月 同行常務取締役</p> <p>2016年 4月 トモニホールディングス株式会社リスク・コンプライアンス部長</p> <p>2016年 6月 同社常務取締役リスク・コンプライアンス部長</p> <p>2020年 6月 同社取締役兼トモニシステムサービス株式会社監査役</p> <p>2021年 6月 当社社外監査役</p> <p>2021年 7月 日本リゾート株式会社取締役</p> <p>2022年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p>	0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

角田昌也氏は、金融機関において長年培われた幅広い経験と専門的な知識を有するとともに、企業経営者として経営全般に関する豊富な識見を有しており、社外取締役 (監査等委員) として、当社の経営を監査いただいております。今後も当社の経営に対して客観的、専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、社外取締役 (監査等委員) として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材と判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>つ だ かず よし 津 田 和 義</p> <p>1966年1月13日生 (満60歳)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (100%) 監査等委員会出席状況 20回/20回 (100%)</p>	<p>1990年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 1995年 8月 公認会計士登録 1998年10月 株式会社稲田商会取締役 2000年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 2003年 8月 株式会社エム・エム・ティー取締役 2008年 3月 株式会社ブレイントラスト代表取締役 現在に至る 2008年 3月 津田和義公認会計士・税理士事務所代表 現在に至る 2008年 8月 税理士登録 2008年 8月 ヒロセ通商株式会社社外監査役 2015年 3月 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外監査役 2016年 4月 株式会社JSH社外取締役 現在に至る 2016年 6月 ヒロセ通商株式会社社外取締役(監査等委員) 現在に至る 2021年 6月 当社社外監査役 2022年 6月 当社社外取締役(監査等委員) 現在に至る 2022年 6月 大阪マツダ販売株式会社社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 津田和義公認会計士・税理士事務所代表 株式会社ブレイントラスト代表取締役 ヒロセ通商株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社JSH社外取締役 大阪マツダ販売株式会社社外取締役</p>	0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

津田和義氏は、長年にわたり多くの企業経営に携わるだけでなく、経営コンサルタント等を専門とした公認会計士、税理士として活躍され、豊富な経験と専門的な知識を有しており、社外取締役(監査等委員)として、当社の経営を監査いただいております。今後も引き続き、当社の経営に対して客観的、専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただくと期待しており、社外取締役(監査等委員)として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材と判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岸田良平氏は、当社が制定している監査等委員選定基準(後記21頁)の条件を満たしております。
3. 角田昌也、津田和義の両氏は、当社が制定している社外監査等委員選定基準(後記22頁)ならびに社外役員の独立性基準(後記22頁)の条件を満たしております。
4. 角田昌也、津田和義の両氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 角田昌也氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年です。当社が監査等委員会設置会社に移行する前の監査役会設置会社における社外監査役としての期間を通算すると、社外役員としての在任期間は5年になります。
6. 津田和義氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年です。当社が監査等委員会設置会社に移行する前の監査役会設置会社における社外監査役としての期間を通算すると、社外役員としての在任期間は5年になります。
7. 当社は、角田昌也、津田和義の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。また、角田昌也、津田和義の両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間でこれと同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者(取締役)が負担することになる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係わる請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役候補者の専門性と経験

中山製鋼所グループ2030長期ビジョンの下、当社が中期経営計画を実現させ、企業価値を長期的に向上させるためには、取締役会が自らの機能を継続的に向上させる必要があります。各取締役の有する様々なスキル（専門的知識、能力および経験等）のうち、取締役会が各取締役に特に期待する分野は以下のとおりです。

氏名	現在の当社における 地位および担当	監査等 委員会	報酬・ 指名諮問 委員会	サステナビリティ 委員会	コンプライア ンス・リスク マネジメント 委員会	経営 会議
ないとう のぶ ひこ 内藤 伸彦	代表取締役社長 報酬・指名諮問委員会委員長		●	●	●	●
もりかわ まさ ひろ 森川 昌浩	取締役専務執行役員 総合管理、製鋼、圧延、建材製造本部 安全防災管理室統括			●	●	●
しばはら よし のぶ 柴原 善信	取締役常務執行役員 営業、建材営業、エンジニアリング本部 製品開発営業部統括			●	●	●
おおほ かつ や 大穂 勝也	取締役常務執行役員 総務人事部、システム部、経理部統括			●	●	●
さかぐち みつ あき 阪口 光昭	取締役常務執行役員 企画部、購買部統括 購買部長委嘱 兼 製鋼本部新製鋼建設グループ 購買担当委嘱			●	●	●
なかつかさ まさ ひろ 中務 正裕	社外取締役・独立役員 報酬・指名諮問委員会委員		●			
むらかみ さ ゆり 村上 早百合	社外取締役・独立役員 報酬・指名諮問委員会委員		●			
きしだ りょう へい 岸田 良平	取締役（常勤監査等委員）	●		●	●	●
かくだ まさ や 角田 昌也	社外取締役（監査等委員）・独立役員	●				
つだ かず よし 津田 和義	社外取締役（監査等委員）・独立役員	●				

専門的知識、能力および経験等												
ガバナンス・マネジメント				営業・S C M			生産・技術		未来や社会に対する責任・新たな課題			
企業 経営	法務 リスク管理	財務 会計	人事 労務	販売戦略 マーケティング	購買 調達	グローバル ビジネス	製造 品質管理	技術開発 知的財産	IT・ DX	環境 サステナビリティ	人権 多様性	他業種 の知見
●				●	●	●		●				
●							●	●		●		
●				●		●		●				
●	●	●	●						●		●	●
●	●	●			●			●	●			
●	●										●	●
●											●	●
●	●		●				●					
●	●	●										●
●		●										●

第4号議案

補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経たうえで、監査等委員会の同意も得ております。

補欠監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
たか はし かず と 高橋和人 1963年10月8日生 (満62歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立</div>	1987年 4月 株式会社八王子そごう入社 1988年 7月 八王子市役所入所 1993年10月 中央監査法人入社 1997年 4月 公認会計士登録 2007年 8月 有限責任あずさ監査法人入社 2016年 7月 高橋和人公認会計士事務所代表 現在に至る 2016年 8月 税理士登録 2017年 6月 株式会社住友倉庫社外監査役 2023年 7月 南海プライベートリート投資法人監督役員 現在に至る (重要な兼職の状況) 高橋和人公認会計士事務所代表	0株

補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋和人氏は、公認会計士・税理士として長年にわたり企業の監査業務に従事し、監査法人および企業の社外監査役としての豊富な経験と見識を有しております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である社外取締役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の取締役の業務執行を監査・監督する適切な人材と判断しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋和人氏は、当社が制定している社外監査等委員選定基準（後記22頁）ならびに社外役員の独立性基準（後記22頁）の条件を満たしております。
3. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。
5. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 補欠監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとなります。

**【ご参考】取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役の選定基準
および選解任手続き要項**

**I. 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）の資格
および選任手続きならびに取締役会の構成**

（選定基準）

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
5. 他の上場会社の役員の兼任は、自社を除いて3社までであること

（選任手続き）

1. 取締役（監査等委員を除く。）の選任は、当社定款第21条の定めにより株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役（監査等委員を除く。）候補者は、社長が上記の基準に基づき候補者を選考のうえ、報酬・指名諮問委員会へ諮問する。
2. 取締役会は、報酬・指名諮問委員会の答申を踏まえ審議し、取締役（監査等委員を除く。）候補者として決定する。

（取締役会の構成に関する考え方）

1. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役（監査等委員を除く。）と監査等委員で構成する。
2. 取締役会の効能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、当社定款第20条の定めにより取締役（監査等委員を除く。）10名以内と監査等委員5名以内を置く。
3. 取締役会は、各取締役（監査等委員を除く。）と各監査等委員の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任が果たせるよう構成する。

II. 監査等委員の資格および選任手続き

（選定基準）

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 会社法第331条第1項各号および第3項に定める監査等委員の欠格事由に該当しないこと

(選任手続き)

1. 監査等委員の選任は、当社定款第21条に定めるとおり株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査等委員選任議案は、社長が上記の基準に基づき候補者を選考のうえ、報酬・指名諮問委員会での審議の後、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会に提案する。
2. 監査等委員会が上記基準に基づき選考した候補者の選任議案を株主総会に提出することを請求した場合は、取締役会にて審議のうえ、監査等委員候補者として決定される。

(構成に関する考え方)

1. 監査等委員会は、過半数の社外監査等委員で構成する。監査等委員の員数は、当社定款第20条の定めにより5名以内を置く。
2. 常勤監査等委員を置く場合は、当社において豊富な知識と経験を有する者から選任する。
3. 監査等委員のうち最低1名は、財務および会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。

Ⅲ. 社外役員の資格および選任手続き

(社外取締役(監査等委員を除く。)選定基準)

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 他の上場会社の役員の兼任について、独立性、中立性が確保され、職務に支障がないと判断されること
4. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外監査等委員選定基準)

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第331条第1項各号および第3項に定める監査等委員の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外役員の独立性基準)

1. 当社における社外取締役(監査等委員を除く。)または社外監査等委員(以下、併せて「社外役員」と総称する。)のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、当社からの独立性を有するものと判断されるものとする。
 - ① 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者)またはその業務執行者である者

- ② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
 - ③ 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者
 - ④ 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者
 - ⑤ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 - ⑥ 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
 - ⑦ 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 - ⑧ 過去3年間において、上記①から⑦のいずれかに該当していた者
 - ⑨ 上記①から⑧のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
 - ⑩ 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の配偶者または二親等以内の親族
 - ⑪ 過去3年間において、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
 - ⑫ 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
2. 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員のうち、少なくとも1名以上を証券取引所が定める独立役員に指定する。また、指定の有無にかかわらず独立性を有しないこととなった社外役員は、直ちに当社に告知するものとする。
3. 本条において「主要な取引先」とは、当社の直近3事業年度において、年間取引総額がその連結売上高の2%を超える場合をいう。

IV. その他

(解任)

取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員（いずれも社外役員を含む。）がその任期中、各選定基準の条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、法令に基づき所定の手続きをとる。

以 上

当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール (買収への対応方針)の継続の件

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、それらを向上させることを目的として、2008年6月27日開催の当社第114回定時株主総会において、当社定款第17条の定めに基づく「当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール導入の件」を賛成多数により、株主の皆様より承認いただき、導入を決定しました。

その後時機に応じて修正を行いつつ、以下のとおり株主の皆様に買収への対応方針を継続して承認いただいています。

(1) 2011年6月29日開催の当社第117回定時株主総会

内容を一部修正したものの、実質的に同一内容で継続することにつき、承認いただきました。

(2) 2014年6月26日開催の当社第120回定時株主総会

同一内容で継続することにつき、承認いただきました。

(3) 2017年6月27日開催の第123回定時株主総会

次のとおり内容を一部修正したうえで、継続することにつき、承認いただきました。

- ① 独立委員会委員に社外監査役および社外有識者のほか、社外取締役を追加する。
- ② 独立委員会の委員名を開示する。
- ③ 対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入する。

(4) 2020年6月26日開催の第126回定時株主総会

独立委員会の委員名を変更し、実質的に同一内容で継続することにつき、承認いただきました。

(5) 2023年6月28日開催の第129回定時株主総会

前回における承認案から、以下の修正を行ったうえで、継続することにつき承認いただきました（以下、修正後の適用ルールを「現プラン」といいます。）。

- ① 2022年6月に当社が監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査役（会）に関する記載の修正を行う。
- ② 独立委員会の委員名を変更する。

現プランの有効期間は、本定時株主総会の終了の時点までとなっております。

当社は2026年5月25日開催の取締役会において、本定時株主総会において出席された当社株主の議決権の過半数をもって承認いただくことを条件に、実質的にこれを継続する（以下、継続するプランを「本プラン」といいます。）ことを、取締役全員の賛成により決議しました。

当該取締役会には監査等委員である取締役3名全員が出席し、いずれの監査等委員である取締役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、継続に賛成する旨の意見を述べております。

本プランの主要な変更点は、以下のとおりです。

- ① 現プランにおける独立委員会の委員名の変更を行いました。
- ② その他、本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

つきましては、本プランについて、株主の皆様の承認をお願いするものであります。

(注) 現プランにおける独立委員会委員名の変更とは、当社の従前の社外取締役であった喜多澤昇氏の退任による1名減員をいいます。

1. 会社支配に関する基本方針

当社は上場企業として、市場における当社株式の自由な売買を尊重しています。当社取締役会としても、特定の投資家による大規模な株式取得であっても、それが当社の企業価値の向上と株主の皆様の利益につながるものであれば、一概に否定するものではありません。最終的に提案に応じるかどうかは、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えています。

一方で、大規模買付の中には、①目的や買付後の方針等に照らして企業価値や株主の皆様の利益を損なうおそれがあるもの、②株主の皆様に売却を事実上迫るようなかたちとなり得るもの、③判断に必要な情報が十分に示されず、検討の時間も確保されないもの等が存在し得ます。こうした場合、株主の皆様が適切に判断することが難しくなります。

そのため、当社は株主の皆様が適切に判断できる環境を整えるために、買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供され、かつ検討に必要な期間が確保されることが重要だと考えています。また、取締役会が企業価値と株主利益の観点から必要と判断した場合には、買付条件や方法の改善を求めて買付者と協議し、必要に応じて株主の皆様へ代替案を提示することも想定しており、そのための時間も確保されることが必要であるとも考えております。

以上を踏まえ、当社は、株主総会において本プラン継続の是非について株主の皆様の意思を確認したうえで、本プランを継続する方針としています。本プランは、買付者に一定の手の遵守を求め、手続が守られない場合や当社の企業価値・株主の皆様の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相応の対応を可能とするものです。

なお、現時点で当社に対する大規模買付の提案・実施の事実はありません。

2. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する取組

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は企業理念として、「中山製鋼所グループは、公正な競争を通じて付加価値を創出し経済社会の発展を担うとともに、社会にとって有用な存在であり続けます。」を掲げ、1919年の創業以来、鉄鋼事業を中核として事業を展開してまいりました。

当社は、高炉・転炉にかかる技術と知見を有し、かつ電気炉による鋼材の生産を可能とする限られたメーカーです。2002年に高炉・転炉を休止して以降は、電気炉で生産する鉄源および外部から調達する鉄源を用いて、鋼材ならびにその加工品の生産・販売を行っております。

当社の企業価値の源泉は、創業以来蓄積してきた技術力と現場力、これを支える人材ならびにお客様・お取引先様との長期的な信頼関係にあります。これらを基盤として、引き続き品質の向上、安定供給、継続的な改善に取り組み、社会にとって有用な付加価値の創出に努めてまいります。

当社は今後の電気炉鋼材の需要動向等を踏まえ、老朽化が進む既設電気炉を休止し、新電気炉を建設することにより、生産能力の増強を図る予定です。また、これにより外部調達鉄源の一部を自社鉄源に置き換えることができ、CO2排出量の削減および収益性の改善を見込んでおります。

新電気炉の本格稼働は2030年度期中を想定しており、新電気炉による施策効果は2033年度に見込んでおります。当社はこれらを前提として長期計画を策定し、経営指標に係る数値目標を設定しております。なお、重視する経営指標の数値目標は以下のとおりです。

【重視する経営指標の数値目標】

	2025年度実績	2030年度目標	2033年度目標
経常利益	48億円	100億円以上	130億円以上
EBITDA	80億円	220億円以上	260億円以上
ROE	2.3%	5%以上	6%以上

(2) コーポレート・ガバナンスに関する取組

取締役会の監督機能の強化と迅速な業務執行の両立を図る目的、経営の透明性とけん制機能をもつ目的、リスク管理と内部統制の実効性を高めて企業価値の毀損を防ぐ等の目的から、当社は第128回定時株主総会（2022年6月28日）の決議により、監査等委員会設置会社に移行しました。2026年3月31日現在の当社の独立社外取締役は4名であり、取締役全員（11名）に占める割合は、36%となっています。なお、各取締役の専門は（招集通知P18参照）、法務、財務会計、販売、製造およびESGなど、多岐にわたっています。また、取締役候補の選任および報酬に関する事項については、取締役会の諮問機関である任意の報酬・指名諮問委員会を設置し、慎重に審議を行っております。

企業統治を検証するための監査（監査等委員会・内部監査・会計監査）について、その実効性を高めるべく、監査等委員会の活動実績の可視化（開催回数、主要テーマ、会計監査人との連携）、内部監査の独立性確保（代表取締役社長への報告）、会計監査人の評価および管理（選定理由、非監査業務の管理）等を行っております。

なお、このほか、全従業員が利用できる外部の弁護士を窓口とする内部通報制度を設けています。

3. 本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付者（後記4で定義します。）が大規模買付行為（後記4で定義します。）を行おうとする場合において、これを受け入れるか否かについては、当社株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

そのためには、大規模買付者が、意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要です。

また、当社取締役会が、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、または株主の皆様にもメリットがある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間や交渉機会等が確保されていることも必要になります。これらにより株主の皆様は、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討する時間が確保され、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることができると考えております。

このような考え方にに基づき、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保および向上のため必要かつ相当な手段をとることを可能にするため、当社取締役会は本プランの継続が必要であると判断いたしました。

なお、当社の大株主の状況は、P45〔（参考）当社の大株主の状況（2026年3月31日現在）〕のとおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式の大規模買付行為等を行う旨の通告または提案等を受けている事実はありません。

4. 本プランの適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対して、適用されるものとなっております。

注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または②当社株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等を含みます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者および特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが①の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等所有割合をいいます。）をいい、②の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合）の合計をいいます。

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

5. 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の検討および評価期間を設け、かかる期間が経過し、③対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされた後に、大規模買付行為を開始することを求めるものです。その概要は以下のとおりです。また、ご参考のために、大規模買付行為が開始された場合のフローチャートを別紙1として添付しております。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を日本語でご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示いたします。

(2) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。その一般的な項目は以下のとおりとなっております。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的な名称、資本構成等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の額・内容・算定根拠、買付資金

の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。)

- ③ 大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- ④ 大規模買付後に、向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 大規模買付後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑥ その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために合理的に必要と判断する情報

当社は、上記(1)の意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より60日以内に当社宛に日本語でご提出いただくことといたします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると合理的に考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為者が出現し、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、適時適切にその全部または一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な大規模買付情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

(3) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉および代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知の発送後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、なお、取締役会評価期間に入った場合は、その旨を開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 株主意思の確認の手続き

独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に対する株主の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実施いたします。

6. 大規模買付行為がなされた場合のプラン

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

ただし、当社取締役会として、当該大規模買付行為に対する反対の意見表明を行い、または代替案の提示により、当社株主の皆様へ説得行為を行うことがあります。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である社外取締役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、監査等委員会の賛同を得たうえで、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

さらに、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、それが相当と判断される場合には、株主意思確認総会の招集または書面投票手続きをとり、対抗措置の発動の可否等について株主の皆様意思を確認いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件等を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施、具体的対抗措置発動の決定を行った場合には、速やかに当該決議の内容について開示いたします。

7. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続きの透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています(以下、「本ガイドライン」といいます)。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続きを進めなければならないこととしております。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- ② 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合(いわゆる焦土化経営)
- ③ 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件(買収対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。)が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合(いわゆる二段階買付)
- ⑦ 上記のほか、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合等と定めております(別紙3ご参照)。

(2) 独立委員会の設置および株主意思確認総会の利用

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、②大規模買付ルールを遵守している場合においては大規模買付者が濫用的買取者に該当するか否か、等の判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するために、当社は、取締役会から独立した組織として社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である社外取締役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。その概要は、別紙 4 に記載のとおりです。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項についての当社取締役会への勧告をはじめとして、別紙 4 に記載する事項について審議および決定を行います。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続きを経なければならないものとする事により、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置づけています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、監査等委員会および独立委員会の各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しております。

これに加えて、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実務上可能な限り速やかに実施するものいたします。

8. 当社株主、投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランを設定することは、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前述 6 に記載のとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社のプランが異なりますので、当社の株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている具体的対抗措置を取ることがありますが、具体的対抗措置の仕組み上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

そして、当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを選定した場合には、当社株主の皆様、投資家の方々およびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主の皆様は引受けの申込みをすることなく新株予約権の割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合もあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿に記録されていない当社株主の皆様につきましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、当社は新株予約権の割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

9. 本プランの有効期間ならびに変更および廃止ならびにそれらに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会における当社株主の皆様のご承認を条件として、本定時株主総会終了の時から当社の2029年6月開催予定の第135回定時株主総会終了の時点までとします。ただし、第135回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、2032年6月開催予定の当社の第138回定時株主総会終了の時点まで延長されるものといたします。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

- ① 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- ② 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

(3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等を踏まえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主の皆様および投資家の方々に対し、当該事実および当社取締役会が必要と判断する事項を適時適切に開示いたします。

10. 本プランの合理性

上述のとおり、本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該行為に応じるべきか否かを適切に判断できるようにするとともに、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報および期間を確保し、さらに株主の皆様のためには大規模買付者との交渉等を行うことを可能とするものです。これらを通じて、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として本プランを継続するものであり、当社の会社支配に関する基本方針に合致するものです。

そのため、当社取締役会は、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また当社取締役の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。具体的な理由は、以下のとおりです。

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しております。

これに加え、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨

および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」を踏まえたものとなっております。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則について

前述のとおり、本プランは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障し、これにより、当社株主の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となるものであり、まさに当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入するものであります。

② 事前開示・株主意思の反映について

本プランは、事前にその内容が開示されるものですので、当社株主の皆様および投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの継続にあたっては、本定時株主総会において当社株主の皆様からご承認いただくことを条件としております。さらに、本プランの有効期間の延長も当社の株主の皆様方のご承認を条件としているうえ、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しております。このように当社株主の皆様の合理的意思が反映される仕組みとなっております。

③ 必要性・相当性確保の原則について

本プランは、具体的対抗措置の発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性を担保する措置を確保しており、また、当社株主の皆様には、3年毎の定時株主総会で直接本プランの是非につきご判断が可能であるうえ、客観的な本プランの廃止条項も定めておりますので、株主共同の利益を向上させる買収提案等があれば廃止することができるものとなっております。

(2) 取締役会の恣意的判断の排除

本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断をする場合には、その判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、かつ取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

また、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に対する株主の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手続きまたは書面手続きを実施するものとしております。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

上述のとおり、本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

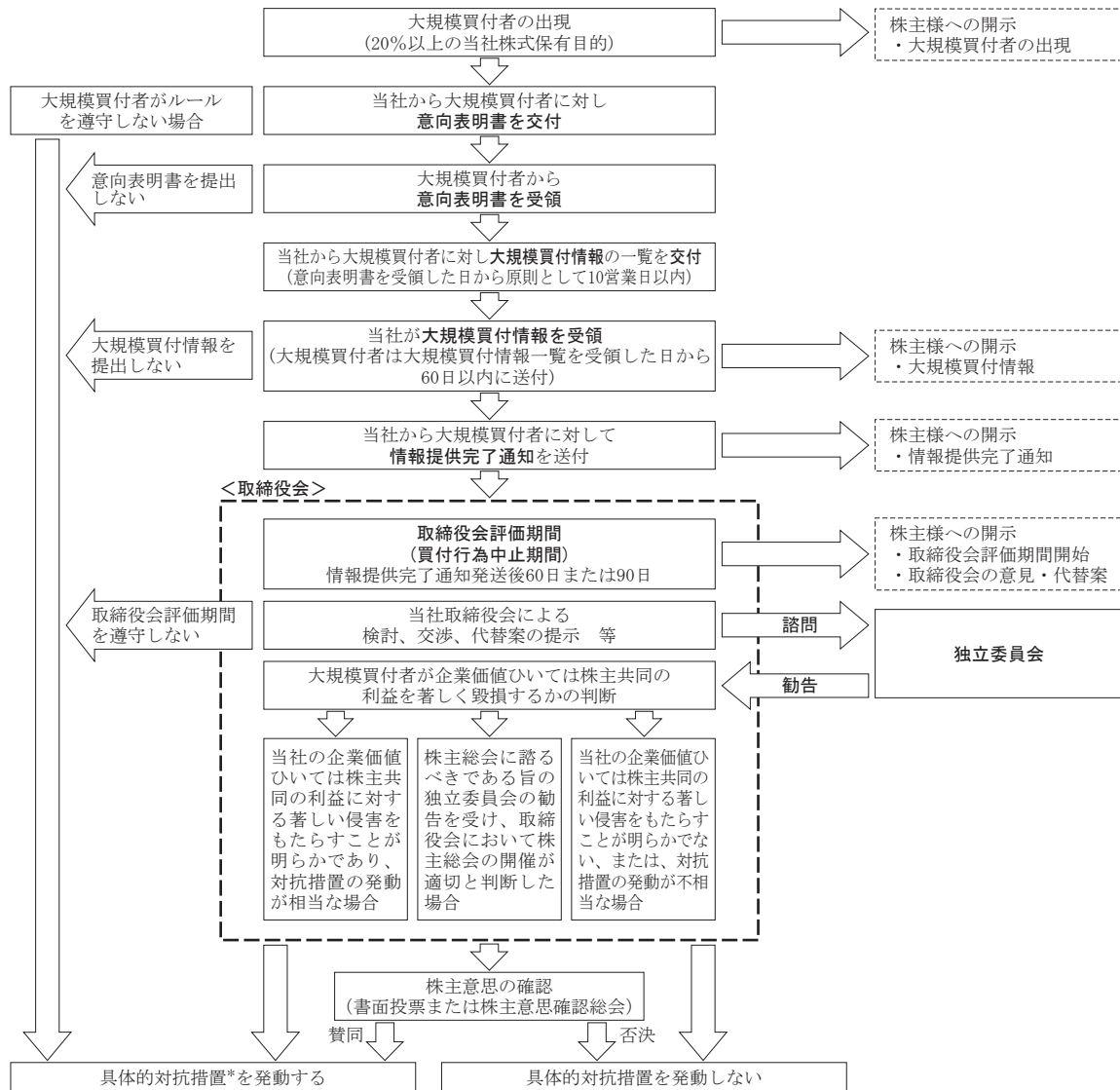
(4) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

前述「9. 本プランの有効期間ならびに変更および廃止ならびにそれらに伴う開示」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。従って、本プランはデッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を防止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行えないようにし、買収者に買収対応策の発動阻止のための時間を浪費させることを目的とする対応方針をいう。）ではありません。

以 上

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート



* 新株予約権の無償割当てを行う。(株式の種類：普通株式、割合：所有株式1株につき1個)

新株予約権概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使条件
一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

以 上

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（骨子）

1. 目的

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、当社取締役会および独立委員会が、当社に対する大規模買付者が現れた場合、当社株主利益および当社企業価値の維持・向上のため、具体的対抗措置の発動の是非を判断する場合に備え、あらかじめ具体的発動基準を定めることを目的とする。

2. 具体的対抗措置を発動できる場合

当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為につき、以下に定めるいずれかの事由に該当すると判断した場合は、具体的対抗措置の発動を決定することができる。

なお、当社取締役会は、当該判断にあたり、その判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するために、取締役会から独立した組織として設置する独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

(1) 本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合

1) 大規模買付者による情報提供がなされない場合

大規模買付者から、大規模買付者の概要、買収の目的、方法および内容、大規模買付者に対する資金供与者の概要、買収後に向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買収後の経営方針等」という。）、買収後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠、その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報の全部または一部が提供されない場合

2) 大規模買付者による情報提供が不十分であると合理的に考えられる場合

大規模買付者から大規模買付行為について一応の情報提供がなされたとしても、提供された情報が不十分であると合理的に考えられ、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切な判断をすることが困難となる場合

3) 当社取締役会が、株主共同の利益の観点から大規模買付情報を検討し代替案の提示等を行うために合理的な期間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60日、その他の大規模買付行為の場合は90日）の満了を待たずに、公開買付行為を行う場合

- (2) 大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合（濫用的買収に該当する場合）
- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
 - 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営）
 - 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
 - 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
 - 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買収対価の金額、内容、時期、方法、違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
 - 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
 - 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合

以 上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は、当社取締役会決議により設置される。

2. 構成

(1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選任にあたっては、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である社外取締役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。

選任にあたっては、独立委員会の役割期待に鑑み、専門知識、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、委員が社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

3. 役割

(1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問に対して、原則として下記に規定する事項につき、本ガイドラインに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対してその理由および根拠を付して勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

記

- ① 大規模買付者との事前交渉において大規模買付者から提出された買付計画等資料の検討
- ② 具体的対抗措置を講ずるか否かの検討
- ③ 大規模買付者との事後交渉により対抗措置を中止するか否かの検討
- ④ 株主意思確認総会の招集が必要か否かの検討
- ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

(2) 独立委員会は、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。その際の費用は当社が負担するものとする。

4. 招集

当社の代表取締役、監査等委員会および独立委員会の委員は、いつでも独立委員会を招集する権限を有する。

5. 決議

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって足りるものとする。

以上

別紙5

独立委員会委員候補者およびその略歴

委員 中務 正裕 (なかつかさ まさひろ)
(略 歴) 1994年 4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属
中央総合法律事務所 (現弁護士法人中央総合法律事務所) 入所
2005年 8月 米国Kirkland & Ellis LLP勤務
2006年 4月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2006年 6月 浅香工業株式会社社外監査役
2012年 7月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 現在に至る
2015年 4月 大阪弁護士会副会長
2015年 6月 荒川化学工業株式会社社外監査役
2015年 6月 日本電通株式会社社外監査役
2016年 6月 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 現在に至る
2016年 6月 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 現在に至る
2016年 6月 日本電通株式会社社外取締役監査等委員
2016年 6月 当社社外取締役 現在に至る
2018年 6月 株式会社 J S H社外監査役 現在に至る
2022年 6月 大阪マツダ販売株式会社社外取締役 現在に至る
2022年12月 弁護士法人中央総合法律事務所
マネージングパートナー 現在に至る

(注) 当社は、中務正裕氏が代表社員を務める弁護士法人中央総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払は僅少であり、それ以外の特別な関係はありません。

委員
(略 歴) 村上 早百合 (むらかみ さゆり)
1984年 4月 株式会社神戸新聞社入社
2009年 3月 同社編集局経済部長
2013年 3月 同社地域総研副所長
2015年 3月 同社論説副委員長
2017年 3月 同社東京支社長
2019年 2月 キャリアコンサルタント登録
2019年 3月 株式会社神戸新聞社執行役員姫路本社代表
2022年 3月 同社編集局顧問
2022年 6月 神戸大学戦略企画室広報・基金部門コーディネーター兼地域連携
推進本部地域連携アドバイザーフェロー (教員)
2023年 4月 兵庫県立大学経営審議会委員 現在に至る
2023年 6月 当社社外取締役 現在に至る
2025年 6月 社会福祉法人きらくえん 理事 現在に至る

委員
(略 歴) 角田 昌也 (かくだ まさや)
1980年 4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行
1998年 4月 同行東神戸支店長
2002年10月 株式会社UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 審査第3部
主任審査役
2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行)
姫路支社長
2009年 6月 株式会社大正銀行 (現株式会社徳島大正銀行) 入行
本店営業部長
2009年 6月 同行執行役員本店営業部長
2010年 6月 同行取締役本店営業部長
2014年 6月 同行常務取締役
2016年 4月 トモニホールディングス株式会社リスク・コンプライアンス部長
2016年 6月 同社常務取締役リスク・コンプライアンス部長
2020年 6月 同社取締役兼トモニシステムサービス株式会社監査役
2021年 6月 当社社外監査役
2021年 7月 日本リゾート株式会社取締役
2022年 6月 当社社外取締役監査等委員 現在に至る

委員 津田 和義 (つだ かずよし)
(略 歴) 1995年 8月 公認会計士登録
2008年 8月 税理士登録

1990年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入社
1998年10月 株式会社稲田商会取締役
2000年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入社
2003年 8月 株式会社エム・エム・ティー取締役
2008年 3月 株式会社ブレイントラスト代表取締役 現在に至る
2008年 3月 津田和義公認会計士・税理士事務所代表 現在に至る
2008年 8月 ヒロセ通商株式会社社外監査役
2015年 3月 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外監査役
2016年 4月 株式会社J S H社外取締役 現在に至る
2016年 6月 ヒロセ通商株式会社社外取締役監査等委員 現在に至る
2021年 6月 当社社外監査役
2022年 6月 当社社外取締役監査等委員 現在に至る
2022年 6月 大阪マツダ販売株式会社社外取締役 現在に至る

以 上

(参考)

当社の大株主の状況 (2026年3月31日現在)

株 主 名	持株数	持株比率
阪 和 興 業 株 式 会 社	8,058 ^{千株}	14.86 %
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	4,729	8.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,836	7.07
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社	1,923	3.54
丸 一 鋼 管 株 式 会 社	1,300	2.39
尼 崎 製 罐 株 式 会 社	1,274	2.35
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND	1,058	1.95
中 山 持 株 共 栄 会	859	1.58
日 鉄 物 産 株 式 会 社	815	1.50
DIMENSIONAL ETF TRUST-DIMENSIONAL INTERNATIONAL SMALL CAP VALUE ETF	598	1.10

(注) 持株比率は、自己株式8,863,805株を控除して計算しており、小数点第3位を切り捨てています。

以 上

第132期事業報告

2025年4月1日から2026年3月31日まで

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、関税問題や地政学リスクの高まりを背景とした世界経済の先行き不透明感、物価上昇や各種供給制約に起因する消費の下押し、仕入価格の高止まり等により、内外需ともに力強さを欠くこととなりました。

当社グループの主力事業である鉄鋼業界におきましては、建設業向けは資材高騰や人手不足に伴う工期の遅れ、縮小などの影響が継続しており、製造業向けについても米国関税の影響等から盛り上がりには欠け、国内需要は低調に推移しました。それに加え中国などからの安価な輸入品の流入により、依然として鋼材販売価格の下落影響を受けております。なお、当社グループにおきましては、9月26日に発生した第5変電所事故により当社電気炉は操業停止を余儀なくされたものの、12月24日の稼働再開以降は順調に操業を継続しております。

また11月26日には日本製鉄株式会社と、新電気炉設備の建設、保有および当社への賃貸を目的とした合併会社の設立に関する合併契約を締結しました。それに加えて、2025年12月12日に公表しました「株式会社ヨドコウとの業務提携に向けた基本合意書締結に関するお知らせ」のとおり、当社は株式会社ヨドコウと、電気炉鋼材の適用拡大を推し進めるべく、協業関係の強化を目的とする業務提携に向けた基本合意を締結しました。その本合意の締結に向けて現在協議を進めております。

【鉄鋼事業】

鉄鋼事業につきましては、鋼材販売価格における価格対応を迫られる中でスプレッドの確保に鋭意努めましたが、変電所事故による電気炉操業休止中の減産影響、需要低迷に伴う鋼材販売量の減少、固定費の増加等により減益となりました。

これらの結果、売上高は前期比207億86百万円減収の1,458億60百万円、経常利益は36億9百万円減益の42億15百万円となりました。

[エンジニアリング事業・不動産事業]

エンジニアリング事業につきましては、鋳機部門のコスト増などにより、売上高は前期比1億99百万円減収の16億87百万円、経常損益は57百万円減益の20百万円の損失となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は2百万円増収の13億95百万円、経常利益は11百万円減益の6億85百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比210億23百万円減収の1,483億6百万円、営業利益は35億25百万円減益の49億11百万円、経常利益は33億13百万円減益の48億6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は32億32百万円減益の24億62百万円となりました。

当事業年度の単独決算につきましては、売上高は前期比197億31百万円減収の1,127億77百万円となり、営業利益は30億69百万円減益の38億82百万円、経常利益は27億81百万円減益の40億4百万円、当期純利益は28億19百万円減益の20億28百万円となりました。

当社の利益配分の方針につきましては、経営基盤・財務体質の強化並びに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実現していくことを基本としております。

以上の状況から、当期の期末配当につきましては、2026年5月8日公表の「剰余金の配当(増配)に関するお知らせ」のとおり、2025年10月31日に公表いたしました1株当たり5円から1株当たり6円に修正いたします。これにより、既に実施した中間配当金1株当たり8円と合わせて、年間配当金は1株当たり14円となる予定であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内鉄鋼需要の低迷に加え、中国経済の減速に伴う供給過剰を背景とした低価格製品との競合や、足元で急騰している鉄スクラップ価格および各種資材コストに加え、中東情勢の影響によるエネルギー価格の高騰などにより、厳しい経営環境が続くものと想定されます。その一方で、鋼材販売価格への転嫁や新設した関東中継地の活用等により販売価格・販売数量ともに改善を見込んでおります。しかしながら、鋼材販売価格への転嫁には一定の時間を要することから、回復は2026年度下期以降を見込んでおります。このような環境下においても、安定的な電気炉生産を維持しつつ、コスト改善を進めてまいります。

また、当社は2026年4月1日付にて、日本製鉄株式会社との合併契約に基づき「NN製鋼合同会社」を設立いたしました。今後は、新電気炉建設計画を着実に遂行するとともに、新電気炉完成を見据えた電気炉材の適用拡大に向け、株式会社ヨドコウとの業務提携の本合意に向けた協議を進めつつ、将来に向けた地歩を固めてまいります。

さらに、カーボンニュートラル・循環型社会の実現に向けた社会的要請が高まる中、これらを訴求する高付加価値製品の拡販や加工能力の強化などの諸施策を実行することで、事業基盤の一層の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、以上の諸事象をご賢察のうえ、今後ともなにとぞご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】

◇中山製鋼所グループの長期計画について

当社は、2019年に創業100周年を迎えましたが、さらに100年先も躍動し続けるグループを目指し、2022年5月に当社グループの2030年のありたい姿・目指す企業像として「中山製鋼所グループ2030長期ビジョン」を公表しました。その中において、グループ一体での付加価値向上やカーボンニュートラル・循環型社会の実現に向けた取り組み強化を図っていくため、電気炉鋼材の適用拡大、加工戦略の推進に加え、抜本的な電気炉生産能力の増強策として、新電気炉投資（以下「本投資」といいます。）を検討してまいりました。

特に、近年、世界的に環境意識が高まる中において、鉄鋼業におけるCO₂排出量の削減は喫緊の課題となっております。そのような事業環境下において、CO₂排出量が高炉鋼の約1/4である電気炉鋼の需要は、今後益々高まると考えられております。

当社グループは、高炉・転炉の技術も持ち合わせた電気炉鋼材を生産できる限られたメーカーの一つであります。2002年に高炉・転炉を休止し、現在は電気炉で生産した鉄源と外部から調達した鉄源により鋼材やその加工品を生産・販売しておりますが、老朽化が進む既設電気炉を休止し、新電気炉を建設して生産能力を大幅に増強し、外部調達から自社鉄源に置き換えることにより、CO₂排出量を大幅に削減できるだけでなく、収益性も改善できると見込んでおります。

このような認識に基づき、100年先も躍動し続けるグループの土台となる「中山製鋼所グループ2030長期ビジョン」の実現のため、本投資を決定し、これを中核とする長期計画を策定いたしました。

なお、本投資は、2025年5月9日に公表いたしました「日本製鉄株式会社との合併会社設立及び業務提携に向けた基本合意書締結のお知らせ」のとおり、日本製鉄株式会社（以下、「日本製鉄」といいます。）と当社が出資し合併会社を設立し、当社船町工場構内に電気炉設備を新設するものであり、当社が当該電気炉設備を賃借して電気炉操業を行う予定です。

（ア）本長期計画における重点方針

- ① カーボンニュートラル・循環型社会の実現への貢献
 - ・ 本投資により完成する新電気炉が稼働することで、2030年度CO₂排出量を2013年度比46%削減、2050年度にカーボンニュートラルを目指します。
- ② 収益構造の改善、製品ポートフォリオの改革
 - ・ 本投資により、自社鉄源比率の向上、省エネルギーや歩留り改善などコスト競争力を強化し、日本製鉄との業務提携に基づく電気炉鋼材や電気炉熱延製品の供給による収益性の向上や安定化を図ります。
 - ・ 電気炉鋼材の適用拡大を推進し、製品開発などにより製品ラインアップを拡充するなど、新たな顧客価値を創出します。グリーン鋼材への取組みも今後検討してまいります。また、これまで進めてきた加工戦略を一層強化し、付加価値を向上させ製品ポートフォリオを改革します。

- ・新電気炉稼働までの期間は、既設電気炉で月間5万トンの生産体制を構築するとともに、電気炉鋼比率を高め、電気炉鋼の拡販に注力します。
- ③ 事業連携の強化
- ・日本製鉄との合弁契約締結に向けて引続き協議し、両社の業務提携を実現できるよう取り組みます。
 - ・中部鋼鉄株式会社との業務提携契約に基づき、同社からのスラブ供給や同社への厚板生産委託などを推進します。
 - ・加工戦略を一層推進すべく、取引先との加工受委託や製品開発に関する連携も検討してまいります。
- ④ 新電気炉稼働に向けた体制づくり
- ・新電気炉は、当社船町工場構内の高炉・コークス跡地に設置され、下工程の熱延工場加熱炉に近接でき、構内物流の整流化や電気炉鋼片の熱延工場加熱炉への直送によるコスト改善も見込まれます。新電気炉の建設とともに、安全かつ効率的な業務運営にも取り組んでまいります。
 - ・新電気炉生産量は120万トン/年で、既設電気炉の2倍以上を想定しております。そのため、鉄スクラップの調達が課題となりますが、当社主要拠点の岸壁を活用したグループ会社による海上輸送や新電気炉による加工スクラップの使用比率低減などの対策を講じてまいります。
- ⑤ 経営基盤の強化
- ・④新電気炉稼働に向けた体制づくりを踏まえ、労働生産性向上のため、DXによる業務効率化を推進します。生産情報の可視化・リアルタイム共有、サプライチェーン情報の可視化や経営管理の高度化など付加価値の高い業務へのシフトを進めます。
 - ・人的資本経営への取組みとしては、将来人事戦略を具現化し、優秀な人材獲得や離職率の低減、人材育成の仕組みを再構築するとともに、DE&Iを推進し、従業員のモチベーションややりがいを高める職場環境づくりを目指します。

(イ) 重視する経営指標の数値目標

	2025年度実績	2030年度目標	2033年度目標※
経常利益	48億円	100億円以上	130億円以上
EBITDA	80億円	220億円以上	260億円以上
ROE	2.3%	5%以上	6%以上

※新電気炉本格的稼働を2030年度期中と想定しており、新電気炉による施策効果が概ね見込まれる2033年度を長期計画の数値目標にしました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は52億65百万円であり、主に維持更新投資および新電気炉関連投資であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、重要な借入れ等の資金調達はありません。

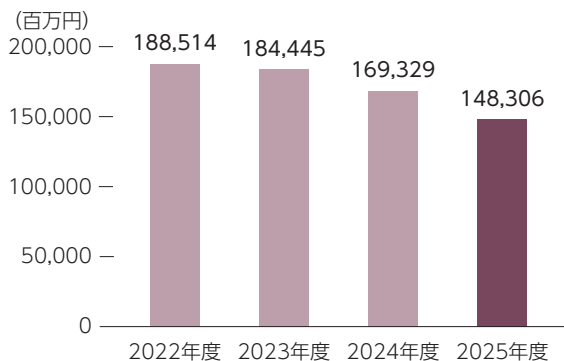
なお、貸出コミットメントライン契約（総額100億円）の当連結会計年度末における借入はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

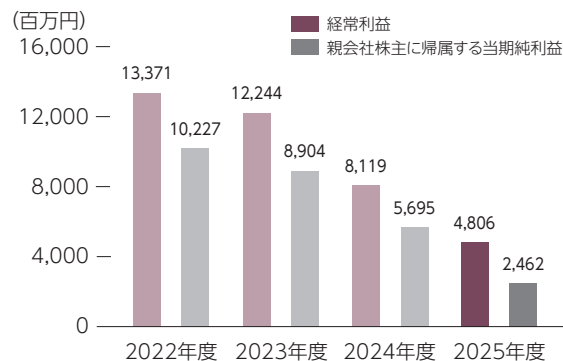
区 分	第129期 (2022年度)	第130期 (2023年度)	第131期 (2024年度)	第132期 [当連結会計年度] (2025年度)
売 上 高 (百万円)	188,514	184,445	169,329	148,306
経 常 利 益 (百万円)	13,371	12,244	8,119	4,806
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	10,227	8,904	5,695	2,462
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	188.92	164.43	105.14	45.44
総 資 産 (百万円)	148,787	152,087	149,148	152,371
純 資 産 (百万円)	96,859	104,553	106,810	109,149

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第131期の期首より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しており、第130期の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を選り適用した後の数値となっております。
3. 第129期は、鋼材販売数量の減少、資材価格の上昇および円安の進行に伴い、スクラップ・鋼片などの主原料価格や電力・ガスなどのエネルギー価格が高騰したことにより製造コストが増加しましたが、鋼材販売価格の改善により鋼材スプレッドが拡大したため、前期比で増収増益となりました。
4. 第130期は、前期に比べスクラップ価格が安定して推移し下落したことや燃料調整価格の下落などによるエネルギー価格の引き下げがありました。鋼材販売価格の下落や上期の設備トラブルの影響によるコストアップなどにより、減収減益となりました。
5. 第131期は、2023年度の設備トラブルが解消し、安定した操業を継続したことにより製造コストは改善しましたが、鋼材販売数量の減少と販売価格の下落に加え、固定費の増加や在庫影響などにより減益となりました。

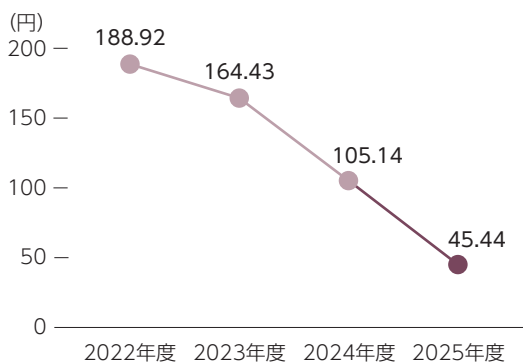
■ 売上高



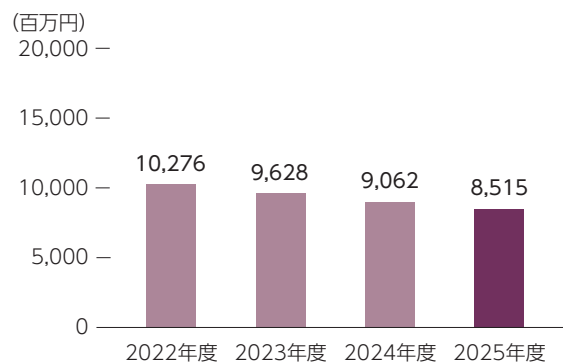
■ 経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益



■ 1株当たり当期純利益



■ 有利子負債



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中山通商株式会社	96 ^{百万円}	100.00 [%]	鉄鋼・非鉄金属・機械・原燃料の売買
三星商事株式会社	46	100.00	鉄鋼製品・建築資材の販売
三星海運株式会社	56	100.00	陸運・海運業、倉庫業
中山興産株式会社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理等
三泉シヤ－株式会社	60	100.00	鉄鋼製品の販売、鉄鋼二・三次製品の製造・販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区分	主要品目		
鉄鋼事業	鋼	鋼板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
	材	条鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品
エンジニアリング事業	海洋（鋼製魚礁・増殖礁・浮魚礁回収）、ロール、バルブ、機械加工等		
不動産事業	不動産の賃貸・売買		

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社・船町工場	大阪市大正区船町一丁目1番66号
東京営業部	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア5階
名古屋営業部	名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル4階
建材製造本部	堺市堺区山本町六丁124番地 【主要な工場】 苫小牧工場、清水工場、辰口工場（石川県）、名古屋工場、堺工場、 田布施工場（山口県）、丸亀工場、大分工場、都城工場

② 重要な子会社

会社名	本社所在地	主要な営業所および工場
中山通商株式会社	大阪市西区	本社営業部、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店、 浦安加工センター
三星商事株式会社	大阪市西区	札幌営業所、埼玉営業所、横浜営業所、千葉営業所、 愛知営業所、北陸営業所、大阪営業所、兵庫営業所、 岡山営業所、広島営業所、北九州営業所
三星海運株式会社	大阪市西区	東京支店、清水営業所、中部営業所、武豊営業所（愛知県）、 船町事業所、堺営業所、岡山営業所、福岡営業所、宮崎営業所
中山興産株式会社	大阪市大正区	名古屋事業所
三泉シャ-株式会社	大阪市大正区	本社および工場（当社 船町工場構内）

(9) 従業員の状況

事業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	全社(共通)	合計	前期末比増減数
従業員数(名)	1,141	49	27	68	1,285	+37

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む)であります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,240 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	1,764
株式会社福岡銀行	1,249
株式会社あおぞら銀行	966
株式会社日本政策投資銀行	961

(11) その他企業集団に関する重要な事項

当社は、2026年4月1日付にて、日本製鉄株式会社との合併契約に基づく合併会社を設立いたしました。なお、当該合併会社は当社の連結子会社であります。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
(2) 発行済株式の総数 63,079,256株 (うち自己株式 8,863,805株)
(3) 株 主 数 27,209名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
阪 和 興 業 株 式 会 社	8,058 ^{千株}	14.86 [%]
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	4,729	8.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,836	7.07
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社	1,923	3.54
丸 一 鋼 管 株 式 会 社	1,300	2.39
尼 崎 製 罐 株 式 会 社	1,274	2.35
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND	1,058	1.95
中 山 持 株 共 栄 会	859	1.58
日 鉄 物 産 株 式 会 社	815	1.50
DIMENSIONAL ETF TRUST-DIMENSIONAL INTERNATIONAL SMALL CAP VALUE ETF	598	1.10

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は自己株式 (8,863,805株) を控除して計算しており、小数点第3位を切り捨てて表示しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付された株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

区 分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	当社普通株式 27,666株	6名

- (注) 1. 当社は、監査等委員である取締役および社外取締役に、上記株式報酬を付与しておりません。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知61頁に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	箱 守 一 昭	取締役会議長
代表取締役社長	内 藤 伸 彦	報酬・指名諮問委員会委員長
取締役専務執行役員	森 川 昌 浩	総合管理、製鋼、圧延、建材製造本部、安全防災管理室統括
取締役常務執行役員	柴 原 善 信	営業、建材営業本部、製品開発部統括
取締役常務執行役員 ※	大 穂 勝 也	総務人事部、システム部、経理部、企画部統括
取締役常務執行役員	阪 口 光 昭	エンジニアリング本部、経営戦略部、購買部統括
取 締 役	中 務 正 裕	報酬・指名諮問委員会委員 弁護士（弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、マネージングパートナー） 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 株式会社 J S H 社外監査役 大阪マツダ販売株式会社社外取締役
取 締 役	村 上 早 百 合	報酬・指名諮問委員会委員 兵庫県立大学経営審議会委員 社会福祉法人きらくえん理事
取 締 役 (常勤監査等委員)	岸 田 良 平	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	角 田 昌 也	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	津 田 和 義	津田和義公認会計士・税理士事務所代表 株式会社プレイントラスト代表取締役 ヒロセ通商株式会社社外取締役監査等委員 株式会社 J S H 社外取締役 大阪マツダ販売株式会社社外取締役

- ※印は2025年6月26日開催の第131回定時株主総会において新たに選任された取締役を表します。
- 中村佐知大および角野康治の各氏は2025年6月26日開催の第131回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- 中務正裕および村上早百合の各氏は社外取締役、角田昌也および津田和義の各氏は監査等委員である社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所に對し、独立役員として届け出ております。
- 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに監査部、総務人事部門および経理部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、岸田良平氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しています。
- 監査等委員の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
 - 監査等委員角田昌也氏は、金融機関において培われた財務に関する相当程度の知見および企業経営者として経営全般に関する相当程度の知見を併せて有するものであります。
 - 監査等委員津田和義氏は、他社において監査役および監査等委員である取締役の経験を有しており、税理士・公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社は、中務正裕氏が代表社員およびマネージングパートナーを務める弁護士法人中央総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払は同弁護士法人における年間収入の2%未満であり、それ以外の特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である社外取締役は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				支給人員
		固定報酬	役員評価 連動報酬	グループ 業績連動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	194 百万円 (12)	137 百万円 (12)	19 百万円 (-)	20 百万円 (-)	17 百万円 (-)	10 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34 (12)	34 (12)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
計	228 (24)	171 (24)	19 (-)	20 (-)	17 (-)	13 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株式報酬は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
3. ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第128回定時株主総会決議において年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は2名）です。
- ② 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第128回定時株主総会決議において年額6千万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）です。
- ③ 株式報酬は、第129回定時株主総会において、金銭報酬の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し「譲渡制限付株式報酬」の付与のために支給する金銭債権の総額を、年額4千5百万円以内（使用人兼務役員の使用人部分を除く。）、かつ、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、普通株式の株式分割（無償割当てを含む。）もしくは株式併合が行われた場合、またはその他譲渡制限付株式として発行もしくは処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と決議しております。なお、第129回定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は7名であります。

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項（報酬全般）

(a) 基本方針等

当社の役員報酬の決定にあたっては、以下の3項目を基本方針（以下「基本方針」といいます。）として、2017年3月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

- I 中長期的な視点でそれぞれの役員が持つ役割と責任を明確化し、その役割と責任に対する行動に相応しい水準とすること。
- II 連結経営における当社グループ全体としての収益の最大化の実現を図ること。
- III 社外取締役が過半数を占める報酬・指名諮問委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保すること。

(b) 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決定する機関と手続きの概要等

役員報酬（監査等委員である取締役を除く。）にかかる決定機関および手続きは、公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）が過半数を占める報酬・指名諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。

具体的には、評価者である代表取締役社長が、代表取締役社長自身は自己評価のうえ、各取締役とは面談を行い、評価および報酬額の原案を取りまとめて、報酬・指名諮問委員会へ諮問し、同委員会で審議を行い、各取締役の評価が確定後、同委員会からの答申を受け、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて最終決定しております。

なお、各取締役の個別報酬額の決定は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が報酬・指名諮問委員会の答申を踏まえて行っております。当社全体の業績を俯瞰したうえで各取締役の管掌部門を評価することは、代表取締役社長が行うことが最も適していると考えることが、委任の理由であります。

当事業年度に係る取締役の個別報酬額については、上記の手続きにより決定されており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

当事業年度において、報酬・指名諮問委員会は5回開催され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関わる目標設定および実績とそれに伴う個人別の固定報酬および業績連動報酬の額等を決議しております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項（金銭報酬）

区 分	固定報酬	変動報酬	
		役員評価 連動報酬	グループ 業績連動報酬
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	70%	15%	15%
監査等委員である取締役 および社外取締役	100%	—	—

(a) 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬については、固定報酬（70%）、業績連動型の変動報酬（30%）により構成されております。

監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

(b) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第128回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査等委員である取締役の報酬の額は、2022年6月28日開催の第128回定時株主総会において年額6千万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外監査等委員は2名）であります。

(c) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績連動報酬に関する事項

業績連動型の変動報酬（30%）は、「目標管理シートによる個別役員評価に基づく役員評価連動報酬（15%）」と、「連結経営計画の達成度に基づくグループ業績連動報酬（15%）」で構成しております。

【役員評価連動報酬】

役員評価連動報酬の評価項目は全取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）共通の役員共通項目と、各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の職責に応じた個別項目（特命事項+管掌事項）で構成されております。

役員共通項目は連結経常利益額の年度計画に対する達成度、長期経営計画の業績目標（連結経常利益額・連結EBITDA・連結ROA・連結ROE・配当性向・連結PBR）に対する

達成度を評価します。特命事項と管掌項目は毎期初に各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）が社長と協議のうえ決定します。特命事項は中長期視点からの重要施策を選定します。管掌事項は担当部門のP D C Aの重要施策の中から選定しております。なお、業績指標の選定は、中長期経営計画、短期経営計画の達成度や重要施策に基づいており、いずれの事項も選定理由は業績との連動性を図ることを目的としております。

【グループ業績連動報酬】

グループ業績連動報酬は、経営計画における経常利益額の達成度に応じて報酬額を決定しており、その算定式は「グループ業績連動型報酬基準額×連結経営計画の達成率（連結経常利益実績値／連結経常利益経営計画値）」としております。

当事業年度の業績目標に関する実績は以下のとおりとなり、2026年度の役員報酬に反映します。

	経常利益額	EBITDA	ROA	ROE	配当性向	PBR
	連結	連結	連結	連結	連結	連結
2025年度実績	百万円 4,806	百万円 8,068	% 3.2	% 2.3	% 30.8	倍 0.3

PBR指標の株価は、2026年3月31日現在のもの

③ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項（非金銭報酬）

(a) 株式報酬制度

当社は、2023年5月25日開催の取締役会において、2023年6月開催の株主総会に付議すべき議案として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の内容について決議し、2023年6月28日開催の第129回定時株主総会において、承認いただきました。

(b) 本制度における役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2023年5月25日開催の取締役会において、本制度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

本制度は、対象取締役に対し、中長期的な企業価値の向上を図るためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

(c) 本制度の株主総会の決議に関する事項

第129回定時株主総会において、金銭報酬の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し「譲渡制限付株式報酬」の付与のために支給する金銭債権の総額を、年額4千5百万円以内（使用人兼務役員の使用人部分を除く。）、かつ、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、普通株式の株式分割（無償割当てを含む。）もしくは株式併合が行われた場合、またはその他譲渡制限付株式として発行もしくは処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と決議しております。なお、第129回定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は7名であります。

(d) 本株式報酬制度の構成

本制度の構成は、当社が、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給し、対象取締役は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものであります。

対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬・指名諮問委員会において審議し、取締役会へ答申したうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定することとしております。また、これによる当社の普通株式の発行または処分およびその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たりましては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外取締役	中務正裕	該当事項なし	該当事項なし
	村上早百合	該当事項なし	該当事項なし
社外取締役 (監査等委員)	角田昌也	該当事項なし	該当事項なし
	津田和義	該当事項なし	該当事項なし

(注) 当社は、中務正裕氏が代表社員およびマネージングパートナーを務める弁護士法人中央総合法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払は同弁護士法人における年間収入の2%未満であり、それ以外に特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中務正裕	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、企業法務を専門とする弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を基に、意思決定の妥当性・適法性の確保のため、必要な発言を適宜行っております。 報酬・指名諮問委員会の委員を務めており、当事業年度開催の報酬・指名諮問委員会5回すべてに出席し、取締役の指名および取締役（監査等委員を除く。）の個人別報酬額に関して、必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役としての立場から法令等を遵守した公正な経営およびガバナンスの強化のため、尽力いただいております。
	村上早百合	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、女性としての視点と報道機関出身者としての鋭敏な感性を活かした積極的な発言を適宜行っております。また、報酬・指名諮問委員会の委員を務めており、当事業年度開催の報酬・指名諮問委員会5回すべてに出席し、取締役の指名および取締役（監査等委員を除く。）の個人別報酬額に関して、必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役としての立場から法令等を遵守した公正な経営および当社のガバナンスの強化のため、尽力いただいております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	角 田 昌 也	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席しております。 また、当事業年度開催の監査等委員会20回すべてに出席しております。 出席した取締役会および監査等委員会において、経験豊かな経営者としての見地から必要な発言を行うほか、当社の監査業務においても尽力いただいております。
	津 田 和 義	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席しております。 また、当事業年度開催の監査等委員会20回すべてに出席しております。 出席した取締役会および監査等委員会において、経営コンサルティング等を専門とする公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識を基に必要な発言を行うほか、当社の監査業務においても尽力いただいております。

- ③ 当社の不祥事等に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職および役員の相続人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を以下のとおり締結しております。

- ① 期間
2026年1月1日から1年間
- ② 保険料
全額会社側が負担し、当社および当社の子会社が、前年度末の総資産の割合で按分した金額をそれぞれ負担しております。
- ③ 保険内容
被保険者が負担する損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルールの導入を決議し、2011年6月29日開催の第117回定時株主総会、2014年6月26日開催の第120回定時株主総会において、同一内容で継続することについてご承認いただきました。

2017年6月27日開催の第123回定時株主総会においては、①独立委員会委員に社外監査役、社外有識者に加えて、社外取締役を追加するとともに、②独立委員会の委員名を開示し、③対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入するように内容を一部修正しました。2020年6月26日開催の第126回定時株主総会においては、同一内容で継続することについて株主の皆様にご承認をいただきました。

その後、2023年5月25日開催の取締役会において、①監査等委員会設置会社に移行したことに伴う監査役会に関する記載の修正、②独立委員会の委員名の変更を行ったうえで、買収防衛策を継続することについて決議し、2023年6月28日開催の第129回定時株主総会において、ご承認をいただきました（以下、修正後の適用ルールを「本プラン」といいます。）。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

- a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出
- b. 必要情報の提供
- c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保
60日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合
90日：その他の大規模買付行為の場合
取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。
- d. 株主意思の確認の手続き
独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に対する株主の皆様の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実施します。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、2026年6月開催予定の定時株主総会終了の時点までとします。また、本プランは、その有効期間中であっても当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,021	流動負債	28,123
現金及び預金	23,245	支払手形及び買掛金	15,398
受取手形、売掛金及び契約資産	31,914	電子記録債務	3,018
電子記録債権	9,151	短期借入金	2,515
商品及び製品	11,596	未払金	2,745
仕掛品	4,870	未払費用	1,575
原材料及び貯蔵品	10,252	未払法人税等	167
その他	1,032	賞与引当金	981
貸倒引当金	△41	環境対策引当金	6
		解体撤去引当金	280
固定資産	60,349	その他	1,434
有形固定資産	50,321	固定負債	15,098
建物及び構築物	7,853	長期借入金	6,000
機械及び装置	17,858	繰延税金負債	3,907
車両運搬具	79	再評価に係る繰延税金負債	1,030
工具、器具及び備品	530	関係会社事業損失引当金	893
土地	22,613	退職給付に係る負債	1,938
リース資産	313	その他	1,328
建設仮勘定	1,071	負債合計	43,221
無形固定資産	394	(純資産の部)	
その他	394	株主資本	103,928
投資その他の資産	9,633	資本金	20,044
投資有価証券	3,988	資本剰余金	7,879
退職給付に係る資産	2,808	利益剰余金	76,774
繰延税金資産	19	自己株式	△769
差入保証金	1,775	その他の包括利益累計額	5,221
その他	1,066	その他有価証券評価差額金	1,465
貸倒引当金	△24	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	152,371	土地再評価差額金	2,359
		退職給付に係る調整累計額	1,396
		純資産合計	109,149
		負債純資産合計	152,371

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		148,306
売上原価		129,769
売上総利益		18,537
販売費及び一般管理費		13,625
営業利益		4,911
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	91	
持分法による投資利益	47	
不動産賃貸料	70	
その他	126	382
営業外費用		
支払利息	190	
賃借料	134	
その他	161	487
経常利益		4,806
特別利益		
スクラップ売却益	53	
固定資産売却益	17	70
特別損失		
事故関連損失	843	
固定資産除却損	520	
その他	115	1,479
税金等調整前当期純利益		3,397
法人税、住民税及び事業税	898	
法人税等調整額	35	934
当期純利益		2,462
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,462

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	76,120
現金及び預金	14,851
受取手形	2,564
売掛金	34,686
製品	4,919
半製品	2,740
仕掛品	4,880
原材料及び貯蔵品	10,006
その他	1,472
貸倒引当金	△2
固定資産	57,370
有形固定資産	43,826
建物	5,847
構築物	1,161
機械及び装置	17,399
車両運搬具	5
工具、器具及び備品	464
土地	18,145
リース資産	174
建設仮勘定	628
無形固定資産	220
ソフトウェア	134
その他	85
投資その他の資産	13,323
投資有価証券	2,262
関係会社株式	7,744
前払年金費用	1,220
差入保証金	1,097
その他	1,001
貸倒引当金	△2
資産合計	133,490

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	25,238
支払手形	409
買掛金	14,034
短期借入金	515
関係会社短期借入金	3,070
未払金	1,746
未払費用	1,511
未払法人税等	65
賞与引当金	771
環境対策引当金	6
解体撤去引当金	280
その他	2,827
固定負債	13,944
長期借入金	6,000
繰延税金負債	2,798
再評価に係る繰延税金負債	1,030
退職給付引当金	2,251
関係会社事業損失引当金	893
資産除去債務	429
その他	541
負債合計	39,183
(純資産の部)	
株主資本	90,650
資本金	20,044
資本剰余金	17,030
資本準備金	16,977
その他資本剰余金	52
利益剰余金	54,345
その他利益剰余金	54,345
繰越利益剰余金	54,345
自己株式	△769
評価・換算差額等	3,657
その他有価証券評価差額金	1,297
土地再評価差額金	2,359
純資産合計	94,307
負債純資産合計	133,490

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		112,777
売上原価		99,428
売上総利益		13,349
販売費及び一般管理費		9,466
営業利益		3,882
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	390	
その他	142	536
営業外費用		
支払利息	136	
賃借料	134	
その他	142	414
経常利益		4,004
特別利益		
スクラップ売却益	53	
固定資産売却益	7	60
特別損失		
事故関連損失	843	
固定資産除却損	519	
その他	115	1,478
税引前当期純利益		2,587
法人税、住民税及び事業税	500	
法人税等調整額	58	559
当期純利益		2,028

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前田 俊之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2026年4月1日付にて、日本製鉄株式会社との合併契約に基づき、新規電気炉設備及び建屋を保有し、会社に賃貸することを目的とした合併会社を設立した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 俊之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2026年4月1日付にて、日本製鉄株式会社との合併契約に基づき、新規電気炉設備及び建屋を保有し、会社に賃貸することを目的とした合併会社を設立した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第132期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、品質管理に関する国際基準（国際品質マネジメント基準第1号、ISOQM1）等の要求事項を満たすKPMGインターナショナルの方針及び手続を適用するとともに、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準、監査における不正リスク対応基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社中山製鋼所 監査等委員会

常勤監査等委員 岸 田 良 平 ㊟
監 査 等 委 員 角 田 昌 也 ㊟
監 査 等 委 員 津 田 和 義 ㊟

(注) 監査等委員 角田昌也及び津田和義は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社 中山製鋼所 事務管理センター7階 大ホール

住所 大阪市大正区船町一丁目1番66号

電話 (06) 6555-3111 (代表)

交通手段

● JR大阪環状線 大正駅

大阪シティバス乗換「大正橋」バス停 4番のりば「西船町」行乗車、「東船町」下車
(所要時間約20分)

● 大阪メトロ長堀鶴見緑地線 大正駅 2番出口

大阪シティバス乗換「大正橋」バス停 4番のりば「西船町」行乗車、「東船町」下車
(所要時間約20分)

● 阪神なんば線 ドーム前駅 2番出口

大阪シティバス乗換「ドーム前千代崎」バス停「西船町」行乗車、「東船町」下車
(所要時間約25分)

